

(案)

一般社団法人日本専門医機構 寺本理事長 殿

厚生労働大臣 根本 匠

医師法第十六条の八第一項の意見及び第十六条の九第一項の要請について
(通知)

標記について、貴会が平成三十一年度専門研修プログラムを定めるにあたり、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項に基づき、貴会に別添の通り意見及び要請を申し上げる。各項につき真摯にご検討の上、今後のご対応につきご回答されたい。

なお、当該意見については、同法第十六条の八第二項に基づき聴取した各都道府県知事の意見を踏まえたものであることを申し添える。

(案)

各学会 各理事長 殿

厚生労働大臣 根本 匠

医師法第十六条の八第一項の意見及び第十六条の九の要請について
(通知)

標記について、貴会が平成三十一年度専門研修プログラムを定めるにあたり、医師法（昭和二十三年法律第二百一号）第十六条の八第一項及び第十六条の九第一項に基づき、貴会に別添の通り意見及び要請を申し上げる。各項につき真摯にご検討の上、今後のご対応につきご回答されたい。

なお、当該意見については、同法第十六条の八第二項に基づき聴取した各都道府県知事の意見を踏まえたものであることを申し添える。